

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 四三
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 四三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 四四
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四四
- 道路の区域を変更する件 四五
- 道路の供用を開始する件 四五
- 一般競争入札を行う件 四六
- 都市計画を変更する件 四八

告 示

福島県告示第五百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年七月七日

名 称	福 島 県 知 事
所 在 地	内 堀 雅 雄
指 定 年 月 日	

きたむら整形外科クリニック	福島市泉字大仏二〇一	平成二十七年四月六日
南福島ひまわりクリニック	福島市黒岩字竹ノ内二二一	同 年五月一日
医療法人社団メンタルクリニックなごみ	相馬市中村字川沼二四〇	同 年五月一日
大森たぐち歯科クリニック	福島市大森字中町一六一五	同 年四月一日
クオール薬局福島黒岩店	福島市黒岩字竹ノ内一〇一	同 年五月一日
さくら薬局塙店	東白川郡塙町大字塙字材木町二一	同 年五月一日
訪問看護ステーションケアーズあいづ	会津若松市湯川町一五八 プリンスビル二一F	同 年六月一日
らふえる訪問看護ステーション白河	白河市道東七一一〇七	同 年四月一日

（社会福祉課）

福島県告示第五百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十七年七月七日

変 更 前	名 称	所 在 地
変 更 後		

福島県知事 内堀雅雄

総合病院福島赤十字病院	福島赤十字病院	福島市入江町二一―三二
うさぎ薬局とやの店	クオール薬局とやの店	福島市鳥谷野字宮畑六五―二
うさぎ薬局野田町店	クオール薬局野田町店	福島市野田町一―一三―一五四
うさぎ薬局南沢又店	クオール薬局南沢又店	福島市南沢又字松北町二―一四―一五
うさぎ薬局せのうえ店	クオール薬局せのうえ店	福島市瀬上町字寺前一―一二

(社会福祉課)

福島県告示第五百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十七年七月七日

福島県知事 内堀雅雄

耳鼻咽喉科ふたばクリニック	双葉郡双葉町大字新山字北広町七	平成二十七年六月一六日
医療法人双仁会釜浦生クリニック	双葉郡楡葉町大字小墻字月山寺後	同 年六月二〇日
医療法人社団メンタルクリニックなごみ	相馬市沖ノ内一―二―一八	同 年四月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十七年七月七日

福島県知事 内堀雅雄

川俣町国民健康保険山木屋診療所	伊達郡川俣町山木屋字大清水二	平成二十三年六月一日
-----------------	----------------	------------

(社会福祉課)

福島県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十七年七月七日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
坂田剛	相馬市新沼字刈敷田一―一八五	さかた接骨院	相馬市沖ノ内三―一〇―二六 ドム・マシジョン	平成二十七年六月二二日

(社会福祉課)

福島県告示第五百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年七月七日から同年十一月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島

県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年七月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

四 別紙書面のとおり
届出年月日

五 平成二十七年六月二十四日
届出をした者

仙台ターミナルビル株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年七月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道船引 大越小野 線	田村市船引町今泉字台 ノ前一四一番二地先か ら 同 市船引町今泉字後 田一六四番一地先まで	変更前 変更後	一一・五 三六・五	九〇二・〇
	田村市船引町船引字館 柄前二番一地先から	変更後	九・〇 三六・五	二、〇九八・七

同 市船引町今泉字後
田一六四番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第五百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年七月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町二本松線	二本松市蓬田二三九番一地先から 同 市石畑四一番一地先まで	平成二十七年七月七日

(道路計画課)

公 告

公告第155号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける漁業取締船建造2701工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年7月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 漁業取締船建造2701工事
- (2) 調達をする件名及び数量 漁業調査取締船 一式
- (3) 工事概要
 - ア 船種 第三種漁船
 - イ 航行区域 A 2 水域
 - ウ 船質 軽合金製
 - エ 船型 ディープV型船底形状を有する滑走型高速艇
 - オ 全長 約26.90m
 - カ 幅（型） 5.50m
 - キ 深さ（型） 2.70m
 - ク 計画喫水（型） 1.00m
 - ケ 計画総トン数 約59トン
 - コ 航海速度 32ノット以上
 - サ 最大搭載人員 8名
 - シ その他 入札説明書及び建造仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (4) 納入期限 平成28年11月30日（水）
- (5) 納入場所 福島県いわき市小名浜港

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 平成17年7月1日から平成27年6月30日までの間において、船質がアルミ軽合金製であり、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条に規定する総トン数が50トン以上の漁業取締船、巡視艇又は警備艇等の高速艇を官公庁船として建造した実績を有する者であること。
- (5) 建造船舶の溶接工事を全て屋内で施工できる施設を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に定める技術審査資料を添付して、平成27年7月27日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課

電話024-521-7394

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成27年7月7日（火）から同月27日（月）まで（土曜日、日曜日及び同月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

5 入札説明書等の配布等

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

- (2) 配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) 入札説明書等の郵送による配布は行わない。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 平成27年8月25日(火)午後2時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、平成27年8月24日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 契約の成立
- 本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
- ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。
- なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 11 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書等による。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured : Fisheries Patrol and Research Vessel unit
 - (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 25 August 2015
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 24 August 2015
 - (4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Agriculture, Forestry & Fishery Section, Agriculture, Forestry & Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7394

(農林総務課)

公告第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、富岡都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び富岡町郡山事務所企画課

二 縦覧期間

平成二十七年七月七日から平成二十七年七月二十一日まで

三 意見書の提出

富岡都市計画道路を変更する案について、富岡町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を一に掲げる機関を経由して、二に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）